

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
	契約の際に取り交わされる契約書の条項には、当該契約によって発生する権利等を一部の例外を除き第三者に譲渡・承継することを禁ずる債権譲渡禁止特約が盛り込まれているところ。	d		当庁においても、他の国の機関と同様、逐次債権譲渡禁止特約の部分的解除を実施しているところであるが、今後も必要性等を考慮し、適宜解除を検討する。		z0100004	全省庁	国・地方自治体向け金銭債権の証券化等に係る債権譲渡禁止特約の解除【新規】	5056	50560144	11	(社)日本経済団体連合会	144	国・地方自治体向け金銭債権の証券化等に係る債権譲渡禁止特約の解除【新規】	すべての国の機関及び地方自治体において、速やかに債権譲渡禁止特約を解除すべきである。		債権譲渡禁止特約が資産流動化の適格要件の障害となっている。このような状況を改善するため、経済産業省など一部の国の機関においては、既に債権譲渡禁止特約の解除が行われている。	国の機関及び地方自治体向け金銭債権については、譲渡禁止特約が付されているため、当該金銭債権の証券化等を行うことができない。
	契約の際に取り交わされる契約書の条項には、当該契約によって発生する権利等を一部の例外(官庁側の承諾を得た場合、又は信用保証協会若しくは中小企業信用保険法施行令第1条の2に規定する金融機関に対して譲渡・承継することを禁ずる債権譲渡禁止特約が盛り込まれているところ。	d		当庁においても、他の国の機関と同様、逐次債権譲渡禁止特約の部分的解除を実施しているところであるが、今後も必要性等を考慮し、適宜解除を検討する。		z0100004	全省庁	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除	5086	50860034	11	社団法人リース事業協会	34	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除	各省市及び地方自治体において、統一かつ早急に債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約(リース契約等)及び譲渡対象者の拡大(特定目的会社等)を望む。		本年6月に同要望を提出したが、各省市の対応が異なり、統一した対応が求められる。	
道路運送車両法、自動車登録令、自動車の保管場所の確保等に関する法律、自動車重量税法、自動車損害賠償保障法、地方税法、地方自治体条例等		b		自動車保有関係手続(検査・登録、保管場所証明、自動車関係諸税等の納付等)のワンストップ化については、平成17年12月から、すべての関係機関にまたがるワンストップ化の基本的な手続であり、ワンストップ化による申請者の利便性向上の効果が大きい新車の新規登録(型式指定車)を対象として、自動車保有関係手続のワンストップサービスを確立させることとしており、これにより、各種税の納付手続の電子化や保管場所証明手続の電子化等が可能となる。 その際、入力項目を集約した申請画面や税・手数料のまとめ払いの機能を持たせることとしているほか、代行申請や申請自体もまとめて行うための機能についても設ける方向で検討するなど、大量に自動車保有する方にも配慮したシステム構築を行っているところ。 その他の対象手続の電子化については、システムの安定稼働や関係機関の対応状況等を勘案して、平成20年を目途に段階的にワンストップサービス化を進めることとしており、関係機関と連携しながら検討を進めていくこととしている。 (3) 新車の新規登録(型式指定車)以外の対象手続の電子化については、システムの安定稼働や関係機関の対応状況等を勘案して、平成20年を目途に段階的にワンストップサービス化を進めることとしている。		z0100005	国土交通省、財務省、総務省、警察庁	自動車保有関係手続のワンストップサービスの対象拡大	5056	50560189	11	(社)日本経済団体連合会	189	自動車保有関係手続のワンストップサービスの対象拡大	自動車保有関係手続のワンストップサービスは、規制改革・民間開放推進3か年計画に基づき、平成17年の稼働開始に向け、検討及び一部で試験運用が行われているが、より利便性の高いサービスを実現するため、以下の事項を早急に検討・具体化していくべきである。(1) 検査・登録等諸手続 軽自動車の検査・届出等手続の電子化 納税証明書の添付に代わる電子化の検討 抹消・移転登録手続の電子化 原付のワンストップサービス対象化(2)自動車関連税手続 自動車取得税・自動車税・軽自動車税・自動車重量税の納付手続等の電子化および電子化に向けた手続の合理化 納税に係る行政と所有者の有する電子情報の交換(3)保管場所証明申請手続 保管場所申請手続の全国統一化、添付書類の簡素化等(4)自賠責保険手続 付保手続の電子化及び電子化に向けた手続の合理化 自賠責解約時における当該車両の状況(滅失・解体など)確認の合理化(具体的には、保険会社がネットワーク上で確認出来ることとした上で、当該確認をもって必要書類(登録事項等証明書や抹消登録証明書)の取付に代えることを可能とすること。【「規制改革・民間開放推進3か年計画」分野別措置事項1 I T関係工 b 関連】)	手続申請の電子化がなされていないため、その手続の申請もしくは代行申請を要する自動車関連業界(自動車リース業界も含む)に多大な負担を強いている。また、リース会社の税の申告・納付事務等は膨大であり、これらの事務作業の効率化、円滑化の観点から、電子化(書式の全国統一化)を図る必要がある。電子化の検討に際しては、利用者の意見を充分に反映させることによって、電子化による混乱等が生じないよう配慮する必要がある。平成17年中のシステム稼働を目標としてワンストップサービスが実用化される予定だが、軽自動車の登録管理に加え、原付車両についても接続のインターフェースを統一化する等、ユーザー負担の軽減を目指すべきである。また、年間の自賠責解約手続は各保険会社とも膨大な件数となっているが、本要望の実現により契約者・保険会社双方の負担が大幅に軽減される。	自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続は、書類により行うとともに、複数省庁にまたがるため、極めて煩雑である。現在、政府の「規制改革・民間開放推進3か年計画」に基づき、平成17年中のシステム稼働に向けたワンストップサービスの推進に係る検討および試験運用が進められているが、地方自治体への届出制となっている原付などの車両についてはワンストップサービスの対象外である等、一定の制限がある。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
道路運送車両法、自動車登録令、自動車の保管場所の確保等に関する法律、自動車重量税法、自動車損害賠償保障法、地方税法、地方自治体条例等		b		自動車保有関係手続(検査・登録、保管場所証明、自動車関係諸税等の納付等)のワンストップ化については、平成17年12月から、すべての関係機関にまたがるワンストップサービスの基本的な手続であり、ワンストップ化による申請者の利便性向上の効果が大い。新車の新規登録(型式指定車)を対象として、自動車保有関係手続のワンストップサービスを稼働させることとしており、これにより、各種税の納付手続の電子化や保管場所証明手続の電子化等が可能となる。その際、入力項目を集約した申請画面や税・手数料のまとめ払いの機能を持たせることとしているほか、代行申請や申請自体もまとめて行うための機能についても設ける方向で検討するなど、大量に自動車保有する方にも配慮したシステム構築を行っているところ。その他の対象手続の電子化については、システムの安定稼働や関係機関の対応状況等を勘案して、平成20年を目途に段階的にワンストップサービスを進めることとしており、関係機関と連携しながら検討を進めていくこととした。		z0100005	国土交通省、財務省、総務省、警察庁	自動車保有関係手続のワンストップサービスの対象拡大	5086	50860035	11	社団法人リース事業協会	35	自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続の電子化の早期実現等	自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続(検査・登録・国、車庫証明・納税・地方、自賠責保険確認・国)等の電子化は、新車の新規登録については平成17年12月から稼働とされ、その他の手続は平成20年を目途に段階的に進めるとされているが、早急に検討・具体化していくこと。なお、試験運用を行う際、大量の自動車を所有するリース会社の事務手続等を考慮して、その運用に当たったでの検討等を行うこと。	電子化により、申請項目の共通化・統一化と申請に必要な添付書類の削減化ができれば、自動車関連業界の生産・販売・流通に係わる申請及び手続代行コストは大幅に軽減され、その軽減分を直接部門へ投入することで新たな自動車リース市場の開拓が促進され、経済活性化に資する。	手続申請の電子化がなされていないため、その手続を申請もしくは代行申請をする自動車関連業界(自動車リース業界も含む)に多大な負担を強いている。また、リース会社の税の申告・納付事務等は膨大であり、これらの事務作業の効率化、円滑化の観点から、電子化(書式の全国統一化)を図る必要があると考えられる。電子化の検討に際しては、利用者の意見を充分に反映させることによって、電子化による混乱等が生じないように配慮する必要がある。	
自動車の保管場所の確保等に関する法律第6条、第7条、第8条、第9条、第13条、第4項等	警察署長は、自動車保管場所証明書を交付したとき、又は軽自動車である自動車の使用の本拠の位置、保管場所の位置その他政令で定める事項の届出を受理したとき等は、当該自動車の保有者に対し、当該自動車の保管場所の位置等について表示する国家公安委員会規則で定める様式の保管場所標章を交付しなければならない。	c		保管場所標章の制度は、正規の手続きを踏み新規登録、変更登録又は移転登録を受けた自動車であっても、その後保管場所が継続して確保されていない場合があるという実態があったことから、自動車などの行政区画、どこの警察署の管内に保管場所を確保しているかを、外形的に第三者に明らかにすることにより、自動車の保有者に自主的に真正な保管場所を確保させるべく(動機付けを図り、保管場所確保義務の継続的な履行を確保しようとするものである。自動車の保管場所の確保等に関する法律において、警察署長は、自動車について、保管場所標章が表示されていないことその他の理由により道路以外の場所に保管場所が確保されていないおそれがある自動車を知りたときは、公安委員会にその旨を通知するものとされており、警察署長は、道路上に長時間駐車しているなど保管場所を確保していないと疑われる自動車については、保管場所標章の記載事項を基に保管場所が確保されているか否かについて調査することになる。このように保管場所標章は、保管場所確保義務の継続的な履行を確保するために必要な制度であって、保管場所標章の制度を廃止することはできない。		z0100008	警察庁	自動車保管場所標章の廃止[新規]	5056	50560200	11	(社)日本経済団体連合会	200	自動車保管場所標章の廃止[新規]	自動車保管場所標章の貼付を廃止すべきである。	標章購入コストを削減できる。自動車の保管場所の確保は、道路運送車両法第4条に定める新規登録および同法第12条に定める変更登録の要件となっている。したがって、道路運送車両法において自動車登録ファイルに登録を受け、運行の用に供される自動車は、その時点では、すべて保管場所が確保されていることが確認されていることから、各自治体のデータの共有化が図られれば、その他に貼付する車両に貼付し、保管場所が確保されている旨を明示する標章に個別の機能はなく、貼付は不要である。	自動車には、国家公安委員会規則に基づき、自動車保管場所標章を表示(後部ガラスに貼付)しなければならない。	
道路交通法施行令第13条第1項第6号	火災発生時における消防のための出動、傷病者の緊急搬送など緊急の用途に従事する自動車については、一般の車両等の交通方法の原則に従った場合、その用途の達成に重大な支障を生じさせるとなかなかないことから、消防用自動車、救急自動車その他の政令で定める自動車、当該緊急用途のため、政令で定めるところにより、運転中のものについては、緊急自動車として、一定の場合に車両等の通行区分及び通行方法の原則の例外を認められている。電気事業等の公益事業に関しては、道路交通法施行令第13条第1項第6号において「電気事業、ガス事業その他の公益事業において、危険防止のための応急作業に使用する自動車」に該当する自動車について、各都道府県公安委員会において緊急自動車の指定を行っている。なお、同施行令第13条第2項において警察車両等に誘導されている車両も緊急自動車と規定されていることから、病院等で緊急に電気の供給が必要となる等個別の条件が発生した場合には個別具体的な判断により誘導することが可能である。また、災害発生時の応急対策を実施するための車両等については、災害対策基本法において「緊急通行車両」とし確認を受けられた区域・区間を通行することが可能である。	c		電力会社が発電車を使用して電気を供給させる業務については一定の公益性が認められるものの、電気の供給が他人との契約に基づき、その者の需要に応じて行なわれるものであることにかんがみると、発電車の用途は多岐に渡り、必ずしも緊急用途のみに限られないことから、緊急自動車として認めることは、道路交通に及ぼす影響等にかんがみて困難である。また、停電等による救急医療設備の停止時の対応や災害発生時の応急対策等については、現行制度において、警察車両による誘導措置や緊急通行車両の制度によって十分に対応が可能であるものと考えている。		z0100009	警察庁	発電車の緊急自動車指定[新規]	5056	50560201	11	(社)日本経済団体連合会	201	発電車の緊急自動車指定[新規]	発電車は、緊急性・公益性の観点から、道路交通法で定める緊急自動車として指定許可すべきである。	ライフライン復旧活動ならびに仮設救護施設等への電源確保による後方支援や国・地方公共団体等の重要設備への電力安定供給など、地震などによる広域停電災害発生時にライフラインの緊急対応を行ううえで発電車は最低限必要であり、緊急性・公益性の観点から、緊急自動車として指定許可すべきである。また、事故や災害により停電が発生した場合、病院等(ICUを備えた中規模医療施設等)での救急医療設備の停止等が想定され、その影響が人命に係わるような場合、発電車での緊急的な停電解消が必要となる。道路交通法施行令第13条では、緊急自動車には消防用自動車、救急用自動車などが指定されており、公益性・緊急性の観点から、人命に係わるような停電が発生した場合、これを解消する応急作業に使用する車両についても、救急用自動車等と同様に取り扱われることが妥当である。発電車が緊急自動車として指定許可されていないことにより、緊急時に渋滞に巻き込まれ、復旧作業に時間を要するなどの事例が発生している。	道路交通法で定める緊急自動車は、道路交通法施行令第13条で「電気事業、ガス事業その他の公益事業において、危険防止のための応急作業に使用する自動車」となっており、電力会社が保有する車両のうち、火災時の危険防止や電力設備の保安上の緊急復旧に使用する車両は各都道府県の公安委員会から指定許可を受けている。一方、電力会社が保有する発電車は、事故や災害により停電が発生した場合、緊急的に電気を供給するが、その用途が危険防止のための応急作業にあたりないとして、指定許可を受けられていない。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
						z0100010	警察庁	盗難自動車対策の強化	5056	50560207	11	(社)日本経済団体連合会	207	盗難自動車対策の強化	盗難自動車対策については、政府の国際組織犯罪等対策推進本部の下、関係省庁と民間団体による官民合同プロジェクトチームが発足し、不正輸出防止対策など様々な対策が取られつつある。こうした対策の実効性をさらに上げるために、法整備、イモビライザーの普及促進等に加え、旅員通関対象の見直し(船員旅員通関制度の廃止または中古車持ち出し台数制限)等を図ることが必要である。		2003年(暦年)の自動車盗難件数は64,000件を数え、ここ3年続けて80,000件を超えて高止まりの傾向を示している。また、自動車盗難に関する支払保険金は毎年600億円弱に達し、経済的な面からも深刻な社会問題となっている。盗難防止対策を施すことにより、自動車盗難件数が減少すれば社会的損失の低減に大きく寄与することになる。(定量的評価は困難であるが、03年度の自動車盗難保険金は約583億円であり、車両保険の普及率35%で単純に計算すると日本全体でおよそ1,600億円の被害と推定できる。仮に被害が1%削減された場合でも、約16億円の効果となる。)2004年6月の規制改革集中受付月間の回答によれば、実施の可否を含め検討中とのことであるが、要望内容を踏まえて早急に検討・実施すべきである。	近年急増している自動車盗難は、専門的かつ組織的な犯罪集団による盗難車の海外売却を狙ったものが多い。防犯や盗難防止装置(イモビライザー等)の普及などを通じた盗難自体の防止が必要であるが、その効果には限界がある。
	警察庁は、各都道府県警察の運転免許更新手続の受付時間の拡大に対して規制を行ってならず、各都道府県警察がそれぞれの判断で受付時間を定めている。 なお、運転者の利便に資するため、運転免許証の更新手続における日曜日窓口の開設については、昭和57年から各都道府県警察に対して通達により指導を行っている。ご指摘のあった神奈川県警察運転免許本部においても、日曜日窓口は開設しており、午前8時から午後4時まで更新を受け付けている。			左記のとおり、警察庁は、各都道府県警察の運転免許更新手続の受付時間の拡大に対して規制を行っていない。		z0100011	警察庁	自動車運転免許更新手続の受付時間の拡大(新規)	5056	50560254	11	(社)日本経済団体連合会	254	自動車運転免許更新手続の受付時間の拡大(新規)	更新に係る窓口業務の民間開放も視野に入れ、自動車運転免許更新の受付時間を拡大すべきである。		地方自治体により異なるが、更新手続の受付時間が平日のみ受付を行っている地方自治体もある。運転免許証の保有者数は年々増加していることを踏まえ、更新手続業務の民間開放も含めて、利用者の利便性の向上を検討すべきである。 例) いずれも一般運転者講習該当者の場合。 東京都 平日8:30 - 15:00、日曜8:30-11:00、13:00-15:00。 神奈川県 平日のみ 8:30-12:00、13:00-17:00	免許証の有効期間の更新を受けようとする者は、住所地を管轄する公安委員会に申請書を提出しなければならない。受付時間は都道府県によって異なる。
古物営業法第21条の3	古物営業法第21条の3では、古物売りあせん業者は、出品された古物について、盗品等の疑いがあると認めるときは、直ちに、警察官にその旨を申告しなければならないこととされている。			について 古物営業法第21条の3の規定は平成14年11月の古物営業法の一部改正により設けられ、平成15年9月に施行されたものであり、法の周知を図っているほか、古物売りあせん業者に対して、盗難自動車の流通防止のため、インターネット・オークションサイトの運用を改善するよう指導しているところである。 について 提案内容のうち当庁に係る課題等についての具体的な数値目標の設定は、民間を規制するものではなく、当庁における取組みの目標等に関するものであり、規制改革・民間開放になじまないものと考えられる。		z0100012	国土交通省、警察庁	盗難自動車対策の強化	5060	50600006	21	(社)日本損害保険協会	6	盗難自動車対策の強化	盗難自動車対策については、政府の国際組織犯罪等対策推進本部の下、関係省庁と民間団体による官民合同プロジェクトチームが発足し、不正輸出防止対策など様々な対策が取られつつある。こうした対策の実効性をさらに上げるために、法整備、イモビライザーの普及促進等に加え、以下のような制度の見直し等を図ることが必要である。 登録事項等証明書交付請求者等の本人確認の強化(偽造書類の発見方法の確立、本人確認書類のコピー保存および窓口への監視カメラの設置) インターネットオークションにおける盗難自動車の流通防止(古物営業法21条の3の申告義務違反に対する行政処分の制度化) 政府において決定されている「犯罪に強い社会の実現のための行動計画(平成15年12月 犯罪対策閣僚会議)」において、重点課題とされている自動車盗難関連事項について、可能な限り数値目標化するとともに、自動車盗難年間台数について数値目標を設けていただきたい。	これらの盗難防止対策を施すことにより、自動車盗難件数が減少すれば社会的損失の低減に大きく寄与することになる。(定量的評価は困難であるが、03年度の自動車盗難保険金は約583億円であり、車両保険の普及率35%で単純に計算すると日本全体でおよそ1,600億円の被害と推定できる。仮に被害が1%削減された場合でも、約16億円の効果となる。)	(要望理由より続き) 登録事項等証明書の交付請求者、自動車検査再交付申請書等の本人確認のため、交付請求者に対し、ア.運転免許証、イ.被用者保険証、国民健康保険被保険者証、ウ.パスポート、外国人登録証明書、エ.印写真付き身分証明書、いずれかの提示が求められているが、窃盗団は巧妙な偽造証明書等で不正に登録事項等証明書等を取寄せ、盗難の無いと定めた自動車の保管場所割り出しに利用している可能性がある。チェック機能強化する手段として、本人確認書類のコード検索あり全窓口への監視カメラの設置等について、具体的に検討いただきたい。 インターネットオークションに、書類や車台番号のない自動車が出品されており、盗難車流通経路の一つとなっている。自主規制的なものではなく強制的に盗難車を流通させないような手段を講じさせるため、オークション事業者の申告義務違反に対する罰則を強化していただきたい。 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004(平成16年6月4日閣議決定)において、「行動計画について(中略)成果目標を可能な限り数値化しつつ(以下略)」とされている。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
道路交通法第57条、同法施行令第22条	都道府県公安委員会が定める道路を通行する自動車の積載物の高さの制限は、4.1メートルからその自動車の積載をする場所の高さを減じたものとされている。	a		平成16年2月に道路交通法施行令の改正を行い、一律3.8メートルとされていた車高の制限を3.8メートル以上4.1メートルを超えない範囲内において都道府県公安委員会が定める高さにすることができるよう措置したところであり、業界等からの要望を踏まえ、3月には各都道府県公安委員会規則が改正され、車高4.1メートルの自動車が行きわたる道路の指定が行われたところである。 今年度についても、物流の効率化を図るため、運送業界、自動車業界等から要望のあった道路について、現在、各都道府県警察において上空障害の有無等の調査を実施しているところであり、この調査結果を踏まえた各都道府県公安委員会規則の改正により、車高4.1メートルの自動車が行きわたる道路が新たに指定され、指定道路の拡充が図られる予定である。 なお、車高4.1メートルの自動車が行きわたる道路として指定することの可否については、各都道府県警察が判断する事項である。		z0100013	国土交通省、警察庁	高さ指定道路の拡充	5061	50610016	11	社団法人 日本自動車工業会	16	車高規制緩和による高さ4.1m走行ルートの更なる拡充	今後とも、4.1m走行ルートの更なる拡充をお願いしたい。	本年3月の道路交通法施行令及び車両制限令改正により、都道府県公安委員会又は、道路管理者が指定する道路については、高さ4.1mの車両の自由走行が認められ、昨年度、海上コンテナ特認ルート及びキャリアカー走行100ルート弱が通行可能となった。	昨今のユーザーニーズの多様化により、RV車及び大型車の出荷量は年々増加しており、セダンタイプも含めて背高・大容量化傾向にある。同時に、車両輸送分野においても、積載車両・トレーラーの積載効率を図るために、高さ4.1mルートの更なる拡大が必要。	平成14年度の再要望
道路交通法第57条、同法施行令第22条	都道府県公安委員会が定める道路を通行する自動車の積載物の高さの制限は、4.1メートルからその自動車の積載をする場所の高さを減じたものとされている。	a		平成16年2月に道路交通法施行令の改正を行い、一律3.8メートルとされていた車高の制限を3.8メートル以上4.1メートルを超えない範囲内において都道府県公安委員会が定める高さにすることができるよう措置したところであり、業界等からの要望を踏まえ、3月には各都道府県公安委員会規則が改正され、車高4.1メートルの自動車が行きわたる道路の指定が行われたところである。 今年度についても、物流の効率化を図るため、運送業界、自動車業界等から要望のあった道路について、現在、各都道府県警察において上空障害の有無等の調査を実施しているところであり、この調査結果を踏まえた各都道府県公安委員会規則の改正により、車高4.1メートルの自動車が行きわたる道路が新たに指定され、指定道路の拡充が図られる予定である。 なお、車高4.1メートルの自動車が行きわたる道路として指定することの可否については、各都道府県警察が判断する事項である。		z0100013	警察庁、国土交通省	高さ指定道路の拡充	5100	51000004	11	(社)全日本トラック協会	4	高さ指定道路の延長拡充について	高さ指定道路の延長拡充について	指定道路については、4.1mまで	平成16年3月22日付車両制限令改正により、主に今までの国際海上コンテナ陸上輸送に係る通行指定道路(約2600ルート)が「高さ指定道路」として公表され、国際海上コンテナ車両以外の車両についても通行が可能となった。しかし、新たに9フィート6インチ国際海上コンテナを取り扱う港が増えており、国際海上コンテナ陸送業者からは、更なる「高さ指定道路」の延長が求められている。また、新たな輸送ニーズの開拓に繋がるとして、他の陸送業者も同様に延長を求めていることから、「高さ指定道路」の延長・拡充を図られたい。	
刑法第185条、第186条	いわゆるカジノについては、刑法の賭博罪との関係から、その実施に当たっては、新たな立法措置が必要である。	c		カジノ開設には、暴力団や外国人犯罪組織等の関与のほか、少年の健全育成への悪影響、風俗環境の悪化等の懸念があるため、警察庁としては、カジノ解禁を積極的に推進する立場にはない。 しかし、経済の活性化、雇用の創出、地方財政の財源確保等一定の公益を図る観点からカジノ解禁を求める意見があることは承知しており、カジノ解禁により得られる公益と、一方で懸念される影響とを比較衡量する議論がなされた上で、カジノ解禁を図るため、刑法の賭博罪の違法性を阻却する立法措置がなされた場合には、警察庁としては、その施行に関する事項のうち警察の責務の範囲に含まれる事項について、責任を負い、施行に関与していく。		z0100015	警察庁、法務省	日本籍船でのカジノの自由化	5076	50760004	11	社団法人日本船主協会	4	日本籍船でのカジノの自由化	日本籍船では現行刑法が適用されるため、公海上であってもカジノが禁止されているが、カジノの運営が非合法とならないよう所定の法整備を行う。	国民への健全な娯楽を提供し、クルーズ客船事業の振興を図るため、日本籍船でのカジノの自由化を行うこと。		

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
自動車の保管場所の確保等に関する法律第3条	自動車の保有者は、道路上の場所以外の場所において、当該自動車の保管場所を確保しなければならないこととされている。 道路運送法第2条第2項に規定する自動車運送事業又は貨物利用運送事業法第2条第3項に規定する第二種貨物利用運送事業の用に供する自動車については、道路運送法、貨物自動車運送事業法若しくは貨物利用運送事業法において、事業用自動車の数並びに自動車庫庫の位置及び収容能力を事業計画の記載事項とすることにより、保管場所確保義務の履行の確保が図られている。	C		港湾地区においては、路上に放置されたシャーンに対する追突による死亡事故等の重大事故が発生している状況にあること(平成14年中は人身事故が4件(死者3人、重傷3人、軽傷1人)発生し、平成15年中は人身事故が11件(重傷7人、軽傷7人)発生している。)、季節、天候、景気等により運行に供されるシャーンの数が日々変動し特定できないこと等を踏まえ、御提案を検討するに、その実現には、「複数台登録」により形式的には保管場所が減少しても、路上に溢れ出るシャーンが出現しないよう、港湾を管理する自治体又は事業者団体等において、少なくとも、特別対象シャーンのための持替的駐車スペースを確保し必要に応じ直ちに提供する体制を整え変動に対応するとともに、シャーンの数管理が適切になされないかを確保する等の担保措置を責任を持って確実に講じることにより、事業者ごとに実質的に必要となる保管場所の数を特定する必要がある。このため、港湾を管理する自治体又は事業者団体等からかかる担保措置の提案があれば、その担保措置の内容を見定め、それが確実に講じられる見通しが得られるときは、その担保措置を前提に「保管場所を確保」として解釈できる場合を示すことも考えられるが、現在のところ、そのような見通しを得られるような御提案はいただいていない。		z0100016	国土交通省、警察庁	内航輸送用トレーラー・シャーンに関する規定の見直し	5076	50760007	11	社団法人日本船主協会	7	内航輸送用トレーラー・シャーンに関する規定の見直し	内航輸送用シャーン運用上においては、登録用車庫確保の負担が所有者に強いられる一方、その車庫はほとんど利用されず、現在の規制は利用実態にそぐわない。ため、内航輸送用シャーンについては、車庫一台のスペースで複数台登録できるようにするべきである。	自動車の保有者は車庫法により保管場所を確保しなくてはならないが、海上輸送用トレーラー・シャーンについても一般のトラック同様、同法が適用されている。しかし、内航輸送用シャーンは船内実態は、船内及び港湾地区の駐留場に限り、かつ運用上常時海上輸送のものもある。トレーラーヘッド、シャーン夫々1台ずつの車庫取得に加え、港湾地区におけるヤードの確保が仕出し地/仕向け地両方で必要となり、実費取扱いトレーラー・シャーンは約4倍の車庫の確保が必要となる。このため、内航輸送用に利用されるシャーンについては、利用実態に合わせて車庫に関する規制を見直し、車庫一台のスペースで複数台登録できるようにすべきである。		
出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(以下「出資法」という。)	出資法第1条は、「何人も、不特定且つ多数の者に対し、後日出資の払いもどしとして出資金の全額若しくはこれをこえる金額に相当する金銭を支払うべき旨を明示し、又は暗黙のうちに表示し、出資金の受入をしてはならない」とし、第2条は「業として預り金をするにつき他の法律に特別の規定のある者を除く外、何人も業として預り金をしてはならない」としている。また、「預り金」とは、不特定かつ多数の者からの金銭の受入れであって、次に掲げるものをいうとされている。 一 預金、貯金又は定期積金の受入れ 二 社債、借入金その他何らの名義をもつてするを問わず、前号に掲げるものと同様の経済的性質を有するもの	C		第1条関係 出資金は、出資元本が保証されないことを本質とするものであることから、当該払戻しが実行不能に陥った場合、安全であると誤信して出資した一般大衆が不測の損害を被ることを防止する趣旨から、これを撤廃することは困難である。 第2条関係 業としての「預り金」が全面的に禁止されているわけではなく、他の法律に特別の規定のある者については、預り金を受け入れることができる。したがって、新たな措置は不要と考える。 また、預り金の受け入れまがいの脱法行為については、厳正に取り締まる必要があり、現行の規定が必要かつ適切であると考えられる。		z0100017	金融庁、法務省、警察庁	詐欺的金融犯罪の取締制度の抜本的整備	5086	50860004	11	社団法人リース事業協会	4	詐欺的金融犯罪の取締制度の抜本的整備	出資法1.2条の立法論的妥当性を検討し、過剰規制を廃して、詐欺的金融犯罪の取締制度を改めて整備するべきである。<※1>【参考】「1999/金融審議会第一部会中間整理(第一次)」東大・神田教授意見発表資料「いわゆる悪質商品の取扱いをどうすべきか」という問題がある。この点については、我が国におけるこれまでの歴史に鑑みると、その対応等の面において典型的に別物として取扱ってきた面もあるため、基本的方向性としては、金融関連の詐欺的行為を禁止する法律を制定し、そちらで取締ることを検討することが望ましい(現在では、いわゆる出資法で一部取締りが可能であるが、出資法のように預り金を一律に禁止するような法律は、その立法論的な妥当性につき再検討する必要がある)。a	・例えば、匿名組合契約による出資受入などにおいて、出資金の全部または一部について業者が保証する。・エスクロー事業(二当事者の取引のクロージングにあたり、第三者が資金を預かって管理することにより、取引上の危険を転嫁して取引を円滑にするもの)<※2>	<※1>出資法が現に果たす役割は詐欺罪の前段階的な処罰と思われ、これは不当な表示・勧誘により行われるので、不当表示防止法を独禁法の枠組みから分離して整備し、罰則強化、警察管轄とすることは検討できないか。相手方の属性(個人かプロカ)の観点も必要と思われる。<※2>エスクロー事業が出資法2条に抵触するかの判断とせず、抵触するとの解釈も表明されており、事業を行おうとする際の重大な障害となる。<※3>例えば、不動産会社が賃貸事業で預かる敷金等、継続取引業者間の取引保証金などはどう解釈されるのか。	
出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(以下「出資法」という。)	出資法第1条は、「何人も、不特定且つ多数の者に対し、後日出資の払いもどしとして出資金の全額若しくはこれをこえる金額に相当する金銭を支払うべき旨を明示し、又は暗黙のうちに表示し、出資金の受入をしてはならない」とし、第2条は「業として預り金をするにつき他の法律に特別の規定のある者を除く外、何人も業として預り金をしてはならない」としている。また、「預り金」とは、不特定かつ多数の者からの金銭の受入れであって、次に掲げるものをいうとされている。 一 預金、貯金又は定期積金の受入れ 二 社債、借入金その他何らの名義をもつてするを問わず、前号に掲げるものと同様の経済的性質を有するもの	C		第1条関係 出資金は、出資元本が保証されないことを本質とするものであることから、当該払戻しが実行不能に陥った場合、安全であると誤信して出資した一般大衆が不測の損害を被ることを防止する趣旨から、これを撤廃することは困難である。 第2条関係 業としての「預り金」が全面的に禁止されているわけではなく、他の法律に特別の規定のある者については、預り金を受け入れることができる。したがって、新たな措置は不要と考える。 また、預り金の受け入れまがいの脱法行為については、厳正に取り締まる必要があり、現行の規定が必要かつ適切であると考えられる。		z0100017	金融庁、法務省、警察庁	詐欺的金融犯罪の取締制度の抜本的整備	5092	50920004	11	オリックス株式会社	4	詐欺的金融犯罪の取締制度の抜本的整備	出資法1.2条の立法論的妥当性を検討し、過剰規制を廃して、詐欺的金融犯罪の取締制度を改めて整備するべきである。<※1>【参考】「1999/金融審議会第一部会中間整理(第一次)」東大・神田教授意見発表資料「いわゆる悪質商品の取扱いをどうすべきか」という問題がある。この点については、我が国におけるこれまでの歴史に鑑みると、その対応等の面において典型的に別物として取扱ってきた面もあるため、基本的方向性としては、金融関連の詐欺的行為を禁止する法律を制定し、そちらで取締ることを検討することが望ましい(現在では、いわゆる出資法で一部取締りが可能であるが、出資法のように預り金を一律に禁止するような法律は、その立法論的な妥当性につき再検討する必要がある)。a	・例えば、匿名組合契約による出資受入などにおいて、出資金の全部または一部について業者が保証する。・エスクロー事業(二当事者の取引のクロージングにあたり、第三者が資金を預かって管理することにより、取引上の危険を転嫁して取引を円滑にするもの)<※2>	<※1>出資法が現に果たす役割は詐欺罪の前段階的な処罰と思われ、これは不当な表示・勧誘により行われるので、不当表示防止法を独禁法の枠組みから分離して整備し、罰則強化、警察管轄とすることは検討できないか。相手方の属性(個人かプロカ)の観点も必要と思われる。<※2>エスクロー事業が出資法2条に抵触するかの判断とせず、抵触するとの解釈も表明されており、事業を行おうとする際の重大な障害となる。<※3>例えば、不動産会社が賃貸事業で預かる敷金等、継続取引業者間の取引保証金などはどう解釈されるのか。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
古物営業法第3条第1項、第7条	<p>古物営業を営もうとする者は、営業所(営業所のない者にあつては、住所又は居所をいう。)が所在する都道府県ごとに都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)の許可を受けなければならない(法第3条第1項)。</p> <p>2以上の公安委員会の管轄区域内に営業所を有する古物商については、「氏名又は名称及び住所又は居所」、「法人にあつては、その代表者の氏名」及び「法人の役員の名及び住所」に変更があつたときは、いずれか1の公安委員会に届出をすればよい(この場合において、届出を受けた公安委員会は、届出書に記載された内容を関係する他の公安委員会に通知することとされている。)が、「営業所の管理者の氏名及び住所」に変更があつたときは、営業所を管轄するそれぞれの公安委員会に届出をしなければならない(法第7条)。</p>			<p>古物商等の遵守事項(古物営業法第3章)として規定されている標識の掲示や管理者の選任は営業所等に関するものであり、確認等及び申告や帳簿等への記載等は営業所等においてなされるものであり、品触れと差止めは営業所等に所在する古物に関するものであり、営業所等と当該営業所等に集積する古物に着目した内容となっている。したがって、営業所等を管轄する公安委員会であれば古物商に対する実効的な指導監督を行うことは困難であることから、都道府県警察制度の下において、本店所在地を所管する公安委員会の許可を得られれば他の公安委員会の管轄内に所在する営業所においても古物営業が行えるようにすることは困難である。</p> <p>営業所等を管轄する公安委員会であれば古物商に対する実効的な指導監督を行うことは困難であることから、都道府県警察制度の下で、管轄外に所在する営業所の管理者の氏名及び住所など当該公安委員会に全く関係のない事項の届出を受理して、これを他の公安委員会に通知することは困難である。</p>		z0100018	警察庁	古物営業法の許可申請及び変更届出の簡素化について	5086	50860040	11	社団法人リース事業協会	40	古物営業法の許可申請及び変更届出の簡素化について	古物営業法の許可及び変更届出については、営業所所在地の都道府県公安委員会宛に行つたとされているが、本店所在地を所管する公安委員会の許可を得られれば、他の都道府県に所在する営業所においても古物営業が行えるようにすること、営業所などの人事異動に伴って変更届出を行う際、各々の公安委員会で手続きを行うが、本店所在地の公安委員会で一括して届出を行えるようにすること。		各都道府県公安委員会の許可を得ることと、変更届等は各々の公安委員会に行うことになり煩雑である。代表者・役員の変更については、一の公安委員会への届け出ることとされているが、営業所の管理者についても同様の取扱いとすることが望まれる。	
会計法、国家公務員等の旅費に関する法律等	出張旅費及び物品購入代金の支払いは、会計法及び国家公務員等の旅費に関する法律等の規定に基づいて実施されており、通常旅行者及び業者等の口座への振り込みによる支払いが行われているが、一部業務においては、クレジットカードによる支払いが行われているところ。			<p>(旅費)</p> <p>出張旅費の支払いについては、国家公務員等の旅費に関する法律の規定に基づき実施されており、当庁が代表して回答する立場にない。</p> <p>(物品購入代金)</p> <p>物品購入代金の支払いは、会計法等の規定に基づいて実施されており、通常業者等の口座への振り込みによる支払いが行われているが、必要性等がある場合にはクレジットカードによる支払いも実施しており、今後も個別の事情等を考慮し、適宜クレジットカードの使用の是非を検討する。</p>		z0100019	全庁	クレジットカード決済による支払業務	5095	50950002	11	株式会社クレディセゾン・株式会社富士通総研	2	クレジットカード決済による支払業務	各庁で発生する出張旅費や物品購入などの支払いを職員による立替精算や請求書支払でなく、クレジットカード支払で行うことに対する規制を緩和していただきたい。	出張旅費や物品購入等の支払業務をクレジットカード払いで行い、仮払・立替精算や請求書払いなどの業務処理を各職員にクレジットカードを配布し、業務を効率化・簡素化する。	これまで各職員が個別に行っていた精算業務をクレジットカード支払で行うことで会計処理の簡素化と事務の効率化を図ることができると考えている。具体的には職員の精算業務の効率化、仮払・立替等の出納業務の削減、決算の簡素化、振込手数料の削減などが実現できると考えているため、クレジットカードによる支払業務を行いたい。現在の各庁の会計規則上問題があれば、行えるように緩和していただきたい。制度上問題がなければ、その旨を明示していただきたい。現在、内閣府、財務省、経済産業省、警察庁で部分的に導入されている。したがって実務的に問題がないと考える。	
道路交通法第128条、第129条、同法施行令第52条、会計法等	反則金の納付は、日本銀行(国の歳入金の受入れを取り扱う代理店を含む。)に対して行うことができ、反則金の納付は、分割して行うことができない。			<p>公金収納は、会計法等に基づいて行われており、本件について当庁は代表して回答する立場にない。</p>		z0100020	警察庁	反則金の支払(納付)代行業務	5095	50950008	11	株式会社クレディセゾン・株式会社富士通総研	8	反則金の支払(納付)代行業務	反則金のクレジットによる立替払いを行いたいのでこれを可能とすることとしていただきたい。もし現在可能であるならば、その旨を明らかにしていただきたい。可能でない場合はこれを可能とするように改めていただきたい。	クレジットカード決済による立替払い	現在、反則金は滞納が数多く発生している。したがって滞納の軽減と払込者の利便性のため、クレジットカードの立替払いを行いたい。道路交通法128条(反則金の納付)や道路交通法施行令第52条(反則金の納付及び仮納付)2項において、クレジットカードによる立替払いを可能とすることとしていただきたい。もし現在可能であるならば、その旨を明らかにしていただきたい。可能でない場合はこれを可能とすることを希望する。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
道路交通法施行 令第27条第1項	高速自動車国道においては、 大型貨物自動車の法定最高速 度は80km/hである。	c		我が国における交通死亡事故 が減少する中において、高速道 路における大型貨物自動車に 係る交通死亡事故は依然多発 している。 その原因としては、違反別で みると速度超過による割合が高 く、危険認知速度別にみても、 大型貨物自動車による死亡事 故は、その大半が80km/h以 上で走行中に発生している。 また、大型貨物自動車の高速 道路における死亡事故率が普 通乗用車等と比べて高いことな どから、現在、大型貨物自動車 の法定最高速度を80km/hと していることは合理的である。 なお、諸外国においても、大型 貨物自動車については、他の車 種と異なる速度規制が行われて いる。		z0100021	警察庁	高速道路における大型貨物自動車の 最高速度規制の緩和	5100	51000001	11	(社)全日本トラック協会	1	高速道路における大型貨物自動車の 最高速度規制の緩和	高速道路における大型貨物自動車の最高 速度規制の緩和	高速道路における大型貨物自動車の最高 速度 80km/h	高速自動車国道における最高速度は、大 型トラックと牽引装置により牽引状態に ある車両のみが80km/hに抑えられてお り、同一の走行車線に速度の異なる車両 が混在して走行することは、車両の安全 走行を妨げるばかりか、事故を誘発する 一因にもなりかねない。他の交通と合わ せ、高速道路の円滑な走行を確保する観 点から、高速道路における大型貨物自動 車の最高速度規制を現行の80km/hから 100km/hに引き上げるなど見直しをお 願いたい。	
				本提案内容は、規制改革・民間 開放要望に該当しないと見料す る。		z0100023	警察庁	クレジット/デビットカードおよびATM サービスと受け入れの促進	5122	51220174	31	米国	174	クレジット/デビットカードおよびATM サービスと受け入れの促進	クレジットカード不正利用に関する 法・規制を厳しく施行する。		世界的に見て、クレジットカード、デ ビットカードおよびATMカードの利用 は急速に増加している。米国、欧州、カ ナダにおいて全店舗の90%はクレジット カードあるいはデビットカードを取り扱 い、全購入の3分の1以上がこれらの カードでなされる。日本では昔からの 店舗やATMでのカードの受け入れが低い 率であることは、日本に居住する人々に とって不都合であり、また海外から日本 を訪問する人たちの共通の不満である。 米国は約100の日本の公立病院がクレ ジットカードおよびデビットカードの支 払いを受け付けている、あるいはその準 備中であるとしている。E-Japan戦略 11イニシアティブおよび小泉首相の海外 から日本への旅行者を2010年までに倍増 するという精神に鑑み、米国政府は日本 国政府に対して以下を要望する。	